

知広事第 2129 号

平成30年 2 月 1 日

指定認知症対応型共同生活介護事業者 御中

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄

(公 印 省 略)

介護保険～利用料ガイドライン（知多北部広域連合版）～
について（通知）

日ごろは、介護保険事業の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

当広域連合の区域内におきまして、事業者の皆様が認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の事業を実施していただくにあたり、「介護保険～利用料ガイドライン（知多北部広域連合版）～」を策定いたしました。

つきましては下記の取扱いとしますので、事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 介護保険～利用料ガイドライン（知多北部広域連合版）～

別添のとおり

2 取扱い

（１）運用開始時期について

原則として平成30年4月1日から「介護保険～利用料ガイドライン（知多北部広域連合版）～」のとおりとします。事業者の皆様におかれましては、重要事項説明書の変更等が必要となりますので、平成30年4月の介護保険報酬改定と併せてご対応いただきますようよろしくお願いします。なお、やむを得ず平成30年4月1日からの対応が難しい場合は、移行期限を平成30年9月末とします。移行期限以降は指導の対象となりますので、ご注意ください。

（２）その他連絡事項

ア 当該変更に伴って運営規程、重要事項説明書等に変更が生じたことのみをもつての変更届出書の提出は不要とします。その他、別に変更届出書を提出する

機会に、当該変更内容についても併せて届出を行ってください。

イ 「介護保険～利用料ガイドライン（知多北部広域連合版）～」は内容の更新を行う場合がありますので、ご了承ください。

<問合せ先>

知多北部広域連合給付係指定担当

電話番号 052—689—2263